

平成29年第4回新居浜市農業委員会農地部会議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 会議の日時 平成29年4月5日(水曜日) 13:33～14:05
(2) 会議の場所 市役所庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

- (1) 出席委員 16名

第1番	桑山尚久	第9番	秦昭一
第2番	山本健十郎	第10番	篠原修
第3番	村上勝利	第11番	加藤喜三男
第4番	寺尾俊行	第12番	小野春雄
第5番	神野賢二	第13番	岡部正明
第6番	矢野重明	第14番	岡田充
第7番	守谷博明	第15番	山下元
第8番	古川一豊	第16番	福田満壽夫

- (2) 欠席委員 なし

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	鴻上幸広	事務局次長	原道樹
係長	田中賢禪	主事	池田有里

4 傍聴者 なし

5 会議に付議した事項

- 議案第1号 特定農地貸付け承認申請について
- 議案第2号 農用地利用集積計画について
- 議案第3号 農地の貸借権設定について
- 議案第4号 農地の所有権移転について
- 議案第5号 農地の転用について
- 議案第6号 農地の転用を伴う所有権移転等について

議案第7号 農地転用事業計画変更について

参考事項 農地法第18条第6項の規定による合意解約について



6 議 事

岡部部長 皆さん、こんにちは。

天候不順だったものがやっと正常に戻りつつあります。まだまだ花見はこれからということで、それぞれあると思います。今期も残すところ数少なくなってきましたが、農地部会でもう少し意見や質問が出てほしいと思います。今回からで構いませんので、意見・質問を出していただきたいと思います。

それでは、ただいまから平成29年第4回新居浜市農業委員会 農地部会を開会いたします。

本日の議事につきましては、議案第1号から議案第7号までとなっております。

なお、議案中、第1号から第4号は決議事項、第5号から第7号は意見事項となっております。加えまして参考事項が1件ございます。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、部会長において神野賢二委員と矢野重明委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

それでは、議案第1号の審議に入りたいと思いますが、議案第1号は、申請人が新居浜市農業協同組合です。農協から選任されている松木忠雄委員が関係しておりますので、審議には参加できませんのでご退席を求めます。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(13時35分 暫時休憩)

(13時36分 休憩再開)

岡部部長 休憩前に引き続き審議を再開いたします。

それでは、1ページをご覧ください。

議案第1号「特定農地貸付け承認申請について」を上程いたします。事務局から提案説明をお願いします。

原事務局次長 議案第1号、特定農地貸付け承認申請について、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき承認申請書が提出されたので、当会の承認を求めます。

次に内容について、説明します。

1番、土地の表示が、田所町、畑1筆、991平方メートルです。土地所有

者は、(1-1)、貸付け主体は、新居浜市農業協同組合、代表理事組合長 福本頼幸さんです。権利の種類は、賃貸借権設定で、期間は、平成29年4月5日から平成32年3月31日となっております。

以上、申請内容については、貸付に係る農地の所有者が農協の組合員であること、面積が10アール未満であること、期間5年以内の貸付であること、借り手が営利目的で農作物の栽培を行わないこと、また、相当数の者を対象に一定の条件で貸付を行うものであること、各要件を満たしております。

なお、本案件につきましては、当初、JA新居浜市の計画では、第3回の農地部会に上程し、承認を受ける予定でしたが、事務処理の遅れから、今回の部会に上程することになったとのことです。

しかしながら、JA新居浜市の広報誌である「あぐあぐ」3月号に、本案件であります あかがねファーム「田所」 を掲載していただきましたので、担当者から、広報誌では、4月より開園となっておりますが、本部会での承認を受けるまでは、契約及び現地の区画割り等については、行わないことを確認しておりますので、報告させていただきます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

岡部部会長 ありがとうございます。

以上、1番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号「特定農地貸付け承認申請について」を原案のとおり決定させていただきます。

岡部部会長 それでは、第1号議案の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(13時38分 暫時休憩)

(13時39分 休憩再開)

岡部部会長 休憩前に引き続き、審議を再開いたします。

それでは、2ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

原事務局次長 議案第2号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田6筆、

畑4筆面積9,578平方メートルでございます。

3ページをご覧ください。

申請は、40番の(2-1)さんから49番の(2-2)さんの10件ございます。

内訳といたしましては、期間は、2年6カ月が3件、3年間で4件、5年間で3件、利用権の種類は、いずれも使用貸借で、またいずれも新規設定となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること、および、全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

岡部部会長 ありがとうございます。

以上、40番から49番について質疑に入ります。

御意見・御質問はございませんか。

藤田委員、どうぞ。

藤田幸正委員 お伺いしたいのですが、44番、45番、46番と新規に2名で始められるようですが、内容を見ますと野菜となっております。3反ほど野菜となると大変だろうと思いますが、どのような野菜を作る予定でしょうか。

曾我部英敏委員 こちらの方は、新規就農で2年程前から農地を借りたいという話を聞いておりました。本人は農業大学に奥さんと2人で昨年1年程通っており、卒業したら就労するということです。現在は他業種に就いておりますが、そちらは息子さんと従業員に任せて、奥さんと2人で新規就農すると聞いております。トラクターを新規で購入して、今回、3反2畝位ですが、空いている所や遊休農地等を借りてやっていきたいとのこと。里芋を15アール、あとは多種に、きゅうりや一般的な野菜をしていきたいと聞いております。非常にやる気がある方達で、農協の指導員も新規就農として応援しております。

岡部部会長 よろしいでしょうか。その他にございませんか。

ないようですので、原案の通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

5ページをご覧ください。

議案第3号「農地の賃貸借権設定について」を議題に供します。事務局から議案の説明と朗読をお願いします。

原事務局次長 議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の賃貸借権設定で、第1番の1件でございます。

6ページをお開きください。

第1番は船木字山口、田、1筆、面積839平方メートル、譲受人は市内で農地所有適格法人を営む（3-1）さんです。

譲受人につきましては、有機農法による生産物を自社の弁当に利用するなど船木地区を中心に手広く農業を営んでおります。今回、農業経営規模拡大を図るため、申請地を賃借する目的で、農地法第3条申請が提出されてものであり、作付は季節野菜を予定しております。

許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。1ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしくようお願いいたします。

岡部部会長 ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきまして、地元農業委員であります 矢野重明委員より報告いただきたいと思っております。

それでは、矢野委員、よろしく申し上げます。

矢野重明委員 3月16日に調査しました。今回対象の農地は、隣接農地まで（3-1）さんが耕作しておりますし、耕作上特に問題ないと思われまます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

岡部部会長 ありがとうございます。

以上、1番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の賃貸借権設定について」を原案のとおり決定させていただきます。

岡部部会長 7ページをご覧ください。

議案第4号「農地の所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の朗読と説明をお願いします。

原事務局次長 議案第4号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第6番から第8番までの3件でございます。

8ページをお開きください。

第6番は、東田一丁目、田、1筆、面積423平方メートル、譲受人は、市内在住の(3-2)さんです。

譲受人は現在、4.5反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、稲作を予定しております。

第7番は、阿島四丁目、畑、4筆、4筆の合計面積2,834平方メートル、譲受人は、四国中央市在住の(3-3)さんです。

譲受人は現在、13反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、季節野菜を予定しております。

9ページをご覧ください。

第8番は、萩生字治良丸、田、1筆、面積263平方メートル、譲受人は、市内在住の(3-4)さんです。

譲受人は現在、3反ほどの農地を夫婦で耕作しており、今回、譲渡人が市外在住で申請地の管理ができないため贈与を受ける目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、稲作を予定しております。

第6番から第8番までの許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。第6番から順に、2ページから4ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしく願いいたします。

岡部部会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきまして、6番につきましては、地元農業委員であります篠原 修委員より、7番につきましては、寺尾 俊行委員より、8番につきましては、桑山 尚久委員より報告いただきたいと思います。

それでは、篠原 修委員からよろしくお願いします。

篠原修委員

3月13日に現地調査を行いました。譲渡人は高齢で後継者もなく、譲受人の農業経営の規模拡大の為、今回の申請に至りました。譲受人には十分な労働力もあり、問題はないと判断しました。ご審議の程、よろしくお願いします。

岡部部会長

つぎ、寺尾 俊行委員。

寺尾俊行委員

3月21日に現地調査を行いました。譲受人にお会いして話を聞いた所、意欲も十分あり、地域との調和も問題ないと思われれますので、ご審議をお願いいたします。

岡部部会長

つぎ、桑山 尚久委員

桑山尚久委員

3月18日に現地調査を行いました。譲渡人は市外におり、耕作が困難であること。譲受人は、労働力等も十分あり、申請地は整備されており、耕作するにあたり、問題なしと判断します。

岡部部会長

ありがとうございました。

以上、6番から8番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

岡部部会長

10ページをお開きください。

議案第5号「農地の転用について」を議題に供します。事務局から議題の朗読と説明をお願いします。

田中係長

議案第5号は、農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、1件です。

11ページをご覧ください。

3番、郷一丁目、畑1筆、申請人は、(5-1)さん外3名。内容は、貸し露天駐車場、一体利用地として、雑種地 585.00平方メートル および 宅地 988.09平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断されます。

以上、3番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしくお願いします。

岡部部会長 ありがとうございます。以上、3番について質疑に入ります。
御意見、御質問はございませんか。
(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

岡部部会長 12ページをお開きください。
議案第6号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。
事務局から議題の朗読と説明をお願いします。

田中係長 議案第6号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、14件です。

13ページをご覧ください。

48番、土橋一丁目、田1筆、譲受人は、(6-1)さん。

内容は、介護福祉施設 192.00平方メートル、一体利用地として、雑種地 409.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

49番、政枝町二丁目、畑1筆、譲受人は、(6-2)さん。

内容は、露天駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

50番、桜木町、田2筆、譲受人は、(6-3)さん。

内容は、自己住宅 56.31平方メートル、農地区分は、上水管・下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地から概ね500m以内に市立東中学校・市立市民体育館が存在するため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

なお、982番24については、持ち分3分の1の所有権移転です。

14ページをお開きください。

51番、桜木町、田2筆、譲受人は、(6-4)さん。

内容は、自己住宅 61.27平方メートル、農地区分は、上水管・下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地から概ね500m以内に市立東中学校・市立市民体育館が存在するため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

なお、982番24については、持ち分3分の2の所有権移転です。

52番、政枝町二丁目、畑1筆、譲受人は、(6-5)さん。

内容は、自己住宅 145.42平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

53番、萩生 字旦ノ上、田1筆、譲受人は、(6-6)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

15ページをご覧ください。

54番、萩生 字旦ノ上、田1筆、譲受人は、(6-7)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

55番、萩生 字岸ノ下、畑2筆、譲受人は、(6-8)さん。

内容は、自己住宅・貸し事務所及び貸し倉庫 198.74平方メートル、一体利用地として、宅地 267.76平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

56番、上原三丁目、畑1筆、譲受人は、(6-9)さん。

内容は、自己住宅 68.31平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

16ページをお開きください。

57番、高木町、田1筆、譲受人は、(6-10)さん。

内容は、貸し露天駐車場、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

58番、垣生二丁目、田1筆、譲受人は、(6-11)さん。

内容は、賃貸共同住宅(1棟) 257.18平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

59番、阿島三丁目、田5筆、譲受人は、(6-12)さん。

内容は、資材置場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

17ページをご覧ください。

60番、高木町、畑1筆、譲受人は、(6-13)さん。

内容は、露天駐車場、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

61番、沢津町一丁目、畑1筆、譲受人は、(6-14)さん。

内容は、建売住宅(4戸) 220.24平方メートル、一体利用地として、宅地 308.09平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区

分は、所有権移転です。

以上、48番から61番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしくお願ひします。

岡部部会長 以上、48番から61番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

岡部部会長 18ページをお開きください。

議案第7号「農地転用事業計画変更について」を議題に供します。事務局から議題の朗読と説明をお願いします。

田中係長 議案第7号は、農地転用事業計画変更申請の規定による農地転用の申請で、申請件数は、2件であります。

19ページをご覧ください。

2番、垣生二丁目、宅地1筆です。

変更内容は、承継による変更及び事業内容の変更です。

その理由については、議案書のとおりでございます。

20ページをお開きください。

3番、土橋一丁目、宅地2筆です。

変更内容は、承継による変更及び事業内容の変更です。

その理由については、議案書のとおりでございます。

以上です。

岡部部会長 ありがとうございます。以上、2番及び3番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第7号「農地転用事業計画変更につい

て」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

岡部部会長 21ページをご覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての報告事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、本日の議題の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして平成29年第4回新居浜市農業委員会農地部会を閉会いたします。

14時05分閉会



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会農地部会

部会長

委員

委員